

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県教育文化厚生協会（以下「当法人」という）の役員及び職員等（以下「役員等」という）が当法人の用務のために旅行する場合の旅費の支給に関し、必要な事項を定める。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、次の2種類とする。

- (1) 県内出張旅費
- (2) 県外出張旅費

(旅費の支給)

第3条 役員等が出張したときは、当該の役員等に対して旅費を支給する。

(車賃及び鉄道賃)

第4条 以下の計算に基づき支給する。

- (1) 車賃：所属先から目的地までの距離に応じ、1 k m当たり33円を乗じた額に500円を加算した額。
但し、役員の場合は、1 k m当たり20円を乗じた額に実費の有料道路料金を加算した額。
 - (2) 鉄道賃：普通実費（特急券、座席指定券等が必要な場合は、それを含む）を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、著しく交通不便な場合または航空機等の使用が合理的な場合等、特別な配慮が必要である場合は、代表理事の承認を得て費用の支給ができるものとする。

(宿泊費)

第5条 当法人指定の宿泊先の場合は、実費支給をする。当法人指定の宿泊先でない場合は、10,900円を上限に現に支払った額を支給する。

(その他の支給)

第6条 県内出張において、午前中より午後6時以降まで用務が延長された場合は、夕食代として600円を支給する。

- 2 県外出張の場合には、食事代として、1日につき2,000円を別途支給する。

(出張中の事故)

第7条 出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため、出張の途中で日程以上の滞在をしたときは、その事実の証明ができるものに限り、全て実費支給する。

(委任)

第8条 この規程に定めのない事項は、理事会の決議により定める。

(改正)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。